

第6章 草津市歴史文化基本構想の実現に向けて

草津市歴史文化基本構想は文化庁の「文化財活用・理解推進プログラム2020」によって掲げられた内容に併せて、歴史文化の価値を周知し、一体的な歴史資産の保存・活用を進めるための基本計画である。平成29年度に定められた「第5次草津市総合計画第3期基本計画」の方針に沿って、草津の人とまちに”ふるさと草津の心”が育まれるよう、地域ごとの歴史文化にテーマを設け、歴史文化の保存・活用を図るものとする。

1 草津市の歴史文化保存・活用の基本方針

歴史文化の保存・活用を適切に進めるため、その基本方針は次のとおりとする。

- (1) 周辺環境を含めた総合的な保存・活用を推進する
- (2) 歴史文化を継承するための支援制度の検討を推進する
- (3) 第4章で設定したテーマに基づく関連文化財群を設定し、保存・活用を推進する
- (4) 歴史資産の保存・活用に関する体制づくりを推進する
- (5) 防災・防犯を地域で担う体制づくりを推進する

(1) 文化財周辺環境を含めた総合的な保存・活用

歴史資産の保存・活用を進める上で、その魅力を十分に伝えるためには、文化財として個別にとらえるのではなく、周辺環境や関連する歴史資産を含め、総合的にとらえていく必要がある。具体的には、以下について留意することとする。

- ① 文化財を取り巻く様々な要素を総合的にとらえて進めること
- ② 地域住民や関連団体と協働し、総合的な取組を進めること
- ③ 地域住民や各分野の専門家などから具体的なアイデアを募り、多様な視点・観点で進めること
- ④ 以上の点に基づき、歴史資産の恒久的な保存・活用を図るものとする

(2) 歴史文化を継承するための支援制度の推進

歴史資産の保存・活用は周囲の環境と一体となることから、歴史文化を構成する文化財そのものに加えて、それらを支える地域住民の存在が不可欠であり、保存・活用にあたっては保存するためのノウハウや技術、および道具などの保存・継承が必要となる。

このような実態を踏まえて、以下3点から歴史文化を適切に活用・継承するための支援を図る。

- ① 子どもや若者が地域の歴史資産に親しみ、地域の伝統行事に関わる機会を増やすことで、郷土の歴史文化に対する関心を醸成し、担い手を育成すること

- ② 現存する文化財関連技術や伝統行事を正確に記録し、地域を越えて情報が共有できる環境を整えること
- ③ 歴史文化の継承のあり方や、活用の方法を把握し、歴史資産の活用の効率化と継承のコストダウンを検討するための基礎データの収集を図ること

(3) テーマに基づく広域的な歴史資産の保存・活用

本市では、行政と地域住民、そして市外の人々や専門家等の多様な担い手が連携した歴史資産の保存・活用を推進することを目指し、歴史資産をより身近なものに感じられるよう、分かりやすく PR し、その価値や魅力を十分に伝えることが必要である。そのために、歴史資産を周辺の環境と一体のものとしてとらえ、関連文化財群に設定したテーマや歴史文化保存活用区域に沿って情報発信を行うものとし、以下の3点に特に留意したい。

- ① 地域の意見を活かし、地域の魅力や個性を十分に伝えること
- ② 世代にあわせた方法と表現を検討し、子供から高齢者まで幅広い理解が得られるよう配慮すること
- ③ 地域の外から訪れた人々が興味を持ち、周囲に話したくなるような「分かりやすい魅力」を設定すること

(4) 歴史資産の保存・活用の体制

地域の人々が歴史資産の大切さに気付き、地域社会の中で保存・活用を進めることができる体制づくりが必要である。そのためには、地域社会の連携や各行政分野との協力体制の構築が不可欠であり、歴史資産の保存・活用についての体制整備が求められる。

さらに、多くの人々が歴史文化の価値を認識することで、新たな歴史資産の発見や既知のもの価値の再発見につながる可能性がある。

これらのことから、以下2点に注意を払い、保存・活用の体制づくりを推進する。

- ① 地域住民が文化財保護に積極的に参加し、保存・活用のための体制を整えるために、地域住民を中心に民間団体や NPO 法人などとの連携を図ること
- ② 歴史資産の保存・活用のための人材育成という観点から、地域の小中学校や高校、大学、生涯学習の場までを視野に入れて、歴史資産の活用を図ること

(5) 歴史資産の防災・防犯の基本方針

市域には多くの歴史資産が保存・継承されている。これらが自然災害などによって、滅失しないよう、適切に保存し、次代へ継承していく必要がある。

そのために、「草津市地域防災計画」(平成24年3月)をもとに、住民自らが地域の歴史資産の防災を担える仕組みをつくるための基本方針を示す。

さらに、近年多発している文化財のき損や盗難について、防犯体制の検討が必要であることから、地域の文化財の防犯体制に関する基本方針についても定めることとする。

ア) 火災

狭く入り組んだ道路や小規模水路など、本市には古くからの町なみが残っているところもあり、火災に脆弱な側面を有している。特に、歴史資産は集落内に存する機会が多いことから、周辺の建造物からの延焼などの危険も考慮し、火災に対する対策として、以下の2点について注意を払うものとする。

- ① 文化財防火デーに合わせた消防訓練などを通して、火災時の対応について確認するとともに防火意識を高めること
- ② 地域の自主防火組織の活動を推進し、これら自治組織を活用した歴史資産の防火体制の構築を図ること

イ) 大雨・台風

大雨や巨大な台風などの災害は、その影響が広範囲にわたることから、深刻な被害をもたらす。また、近年にわかに取りざたされるようになったゲリラ豪雨は、発生を予測することが困難であり、急激な降雨が地域の排水機能の処理能力を一時的に上回る可能性もあるため、歴史資産の中でも特に建造物への被害が懸念される場所である。

水害などについては、旧草津川の平地河川化事業により、天井川の多くが改修されたことで、以前のような浸水被害は減少したとはいえ、想定外の降雨による土砂崩落などの危険もあることから、以下の項目を実施し、防災意識向上を図る。

- ① 風雨の規模や状況に応じ、大雨・台風が到来する前に被害が予想される文化財の所有者に注意喚起を行うとともに、大雨・台風が通過した後、被害の有無について確認するなど、必要に応じた対応をすること

ウ) 地震

市域の約75%は軟弱な沖積低地上であり、さらに市内の発掘調査現場では、液状化現象を示す噴砂痕や、断層跡が確認されており、過去の地震の存在が明らかとなってきている。過去に発生した地震の中でも、寛文2年(1662)に発生した寛文近江・若狭地震では、市域の寺社の多くが倒壊した記録が残っていることから、周期的に発生するとされる巨大地震への対策として以下の点について推進を図る。

- ① 特に耐震補強などが必要と考えられる文化財について状況を的確に把握し、適切な補強・改修を推進すること

エ) 防犯

近年、寺社などで施設の一部が何者かにより破損される被害が県内各所で発生しており、対策を講じることは建造物などの歴史資産を保護していく上で重要であることから、下記の点について特に注意する。

- ① 未指定文化財について全体的な把握に努めたうえで、文化財の保管状況や所在について把握し、防犯体制の向上によって、盗難やき損などの予防を推進すること

2 実現に向けた体制整備

(1) 草津市歴史文化基本構想の実現に向けた考え方

これまでみてきた草津市の歴史文化を適切に保存・活用するために、中心的な役割を担うのは、行政とともにその地域住民一人一人である。そのため、草津市歴史文化基本構想で定めた方針の実現には、文化財の担い手育成や歴史文化の情報発信などが必要となる。

歴史文化の魅力にあふれた個性あるまちづくりに併せて、歴史資産を担う人材育成を推進するため、歴史資産に触れる機会を増やす取組みが求められる。教育の場を含めて、歴史資産の魅力を知り、町の個性を再発見できるような機会を増やすことで、歴史資産への親しみを感じ、積極的に知りたいという気風の形成される体制づくりを目指す。

また、地域で歴史資産が継承されてきた経緯から、行政が文化財の保存・活用を行うにとどまらず、地域が主体となって保存・活用ができる体制整備や制度作りによって、歴史資産が衰退・消失しないよう支援することが望ましいと考えられる。

(2) 文化財の継承を支援するための体制

サンヤレ踊りなどの無形民俗文化財のように、形のない文化財を保存・継承するためには、その担い手の育成がきわめて重要である。担い手が途切れると、文化財としての価値に加えて、行事の運営にあたってのノウハウが失われる恐れがあり、再び行事を復活させることは地域にとって大きな負担となる。

また、有形文化財についても、き損や劣化が進行することが想定され、その際に適切に修理・対応するためには、文化財に対する知識の習得が必須である。文化財の継承を支援するにあたっては、対象となる文化財の様態や状況に併せ、行政が適切に支援できる体制づくりを目指す。

(3) 歴史文化に係る他制度・施策との連携

観光やまちづくり分野など他の行政分野と連携することによって、より効果的かつ適切に歴史資産の活用を行うことができると考えられる。また、学校教育および生涯学習の場における歴史資産の活用を視野に入れて、教育分野と連携して定期的な講座を開くなど、他の行政分野との連携により、今まで以上に歴史文化に親しむ機会を作ることを目指す。

(4) 周辺自治体との連携体制

本市には大津市にも展開する瀬田丘陵上の生産遺跡群や、東海道・中山道をはじめとした多数の街道が通っており、地域の歴史文化を特徴づけている。このことから、市域を横断し、周辺自治体と協力することで、より効果的な歴史資産の保存・活用ができる場合もあると考えられる。したがって、必要に応じて滋賀県や近隣市町をはじめとした他の自治体と連携しながら、歴史資産の保存・活用を実施する。

(5) 歴史資産の活用に向けた情報発信と公開施設について

歴史文化基本構想の実現に向け、本構想の策定過程で整理し明らかにした草津市の歴史文化の特徴やテーマを周知するため、市のホームページや草津宿街道交流館、ならびに地域まちづくりセンターなどを通じて、市内外に向けた情報発信を行う。さらに、歴史資産を展示・公開・活用する施設は、関連文化財群の整備と併せて、保存・公開施設を配置する方法などが考えられることから、今後の整備にあたり適切なあり方を検討する。

また、本市ではこれまで、「草津歴史探訪の道」や「草津の古代を掘る」などの普及啓発活動を定期的実施してきた。これらの従来のプログラムとあわせて、本構想について積極的に周知を図るものとする。

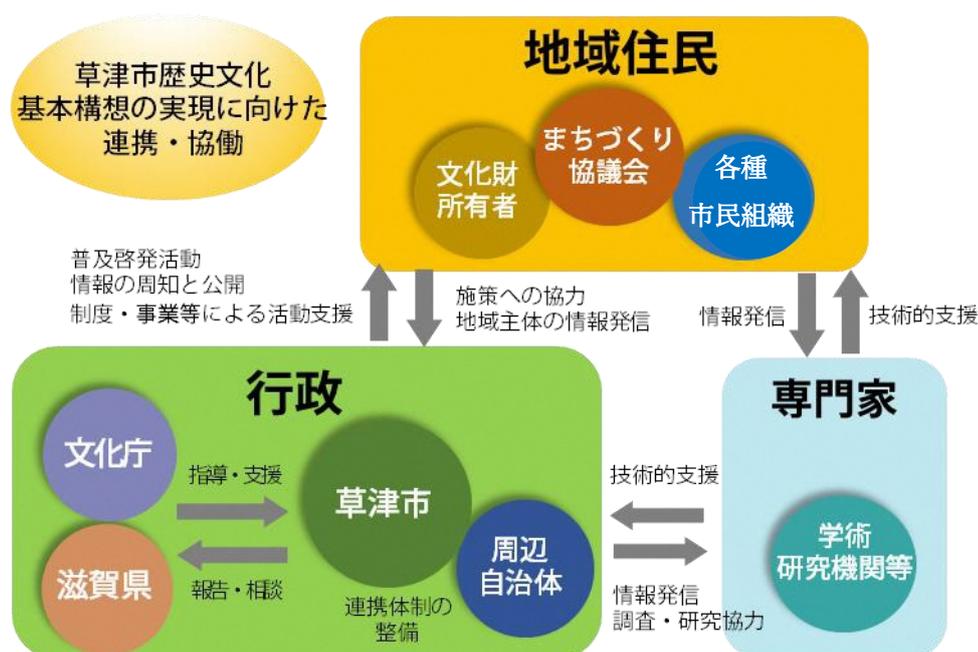


図 6-1 草津市歴史文化基本構想の実現に向けた体制整備

3 草津市歴史文化基本構想策定に期待される効果

平成 24 年 2 月に文化庁文化財部が提示した「歴史文化基本構想」策定技術指針によると、「歴史文化基本構想は、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広くとらえて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想」であり、従来の制度や計画と比べて未指定文化財および周辺環境を範囲に含めること、および文化財を個別にとらえるのではなく、包括的に関連させた関連文化財群として把握することに特徴がある。

そして、草津市歴史文化基本構想を策定することで、以下に挙げる 6 点について効果が期待される。

① 歴史資産の可視化と保護を図ることができる

草津市歴史文化基本構想では、歴史資産について、指定・未指定を問わず、有形・無形・民俗・記念物などすべてを対象とし、関連文化財群として総合的にとらえることとしている。このことにより、歴史資産の新たな価値の提示ならびに、歴史資産の可視化を図ることがで

きる。

さらに、これら本市の歴史資産について保護策を講じることで、歴史資産の消滅の危機に対処することができる。

② 地域主体による歴史資産の保存・活用の機運の向上を図ることができる

地域の歴史や歴史資産の価値を地域住民にわかりやすく提示することで、地域住民の歴史文化への関心を深めることができ、地域への愛着と誇りに根差した「郷土愛」の醸成が期待できる。さらに、歴史文化に関する取組を進める団体などと連携し、各地域における活動方針を提案するとともに、他の歴史資産との関連性を明らかにすることで、周辺地域住民が自発的に地域の文化財保護活動に参画しようとする機運を高めることができる。

③ 地域の魅力向上、活性化に寄与し、地域住民の幅広い連携を高めることができる

草津市歴史文化基本構想における歴史文化保存活用区域は、地域ごとのまとまりを基本とすることから、市としての一体感を保ちつつ各地域の特色を活かした文化振興を促進し、地域の魅力向上および活性化に寄与することができる。また、同区域としてとらえられる範囲は、従来把握されてきた歴史資産の範囲に比べ広域かつ網羅的となることから、これまで個別にとらえられてきた歴史資産を関連付けることで、歴史資産を通して地域住民の連携を高めることができる。

④ 都市計画や観光等の行政分野と連携することで、歴史資産の総合的な活用を図ることができる

草津市歴史文化基本構想は文化財の保存・活用に関するマスタープランとなることから、これまで策定された草津市総合計画などの上位計画やその他の行政計画との整合を図る必要がある。また、都市計画や観光、防災などの他の行政分野と連携し、全庁的な取組を進めることで、適切な保存とともに、歴史資産の総合的かつ効果的な活用が期待できる。

⑤ 学校教育に歴史資産を活かし、子供たちに地域の魅力を伝えることができる

草津市歴史文化基本構想によって文化財の活用についてテーマを設定することで、地域の歴史資産の状態を明らかにするとともに、教材として用いるための制度の検討や教育課程との関連付けが可能となる。さらに、教科書だけではなく地域の生の声を伝え、より臨場感のある歴史資産の姿を子供たちに見せることで、文化財についてより魅力的に伝えることができる。

⑥ 歴史資産を周遊し、健康に過ごせるまちづくりを推進することができる

草津市歴史文化基本構想により歴史文化保存活用区域を設定し、区域の関連する歴史資産を周遊するための案内板やマップの設置など、周遊路の整備を進めることで、ウォーキングイベントや現地見学会など歴史資産を活用した健康への取組を推進することができる。

4 実現に向けた取組

草津市歴史文化基本構想の実現に向け、本構想で設定した3つのテーマに沿って歴史資産を広く周知し、活用するものとする。また、関連施策となる草津市総合計画第3期基本計画（平成28年施行）や草津市文化振興計画（平成30年施行）など、文化を活かしたまちづくりを目指す関連施策と連携を図り、歴史資産の活用を進めていくことで当構想の実現を目指す。

さらに、各テーマの核となる野路小野山製鉄遺跡、芦浦観音寺跡、草津宿本陣の3つの史跡については、本構想にもとづいた保存活用計画を策定することにより、より具体的かつ適切な保存・活用方法を検討する。

これら保存活用計画は、草津市が中心となり、地域住民や関連団体、および専門家の意見を取り入れ、作成することとする。なお、保存活用計画については、以下の内容について定めることとする。

①計画の対象となる歴史文化の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の構成要素の整理 ・ 保存・活用に関する課題の整理 ・ 関連施策、法令、事業との関連性の整理
②歴史文化保存活用区域における歴史文化の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる文化財の状況把握、および他の文化財や草津市内における位置づけの整理など
③対象となる歴史文化の保存・管理および整備・活用の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ ②を参照し、本構想のテーマに沿った整備・活用の方針 ・ 対象となる歴史文化が市域外にも関連して展開する場合の、他地域との連携の方針
④体制整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の所有者や関連団体などの状況にあわせた適正な体制整備および具体的な方策、取組みづくり

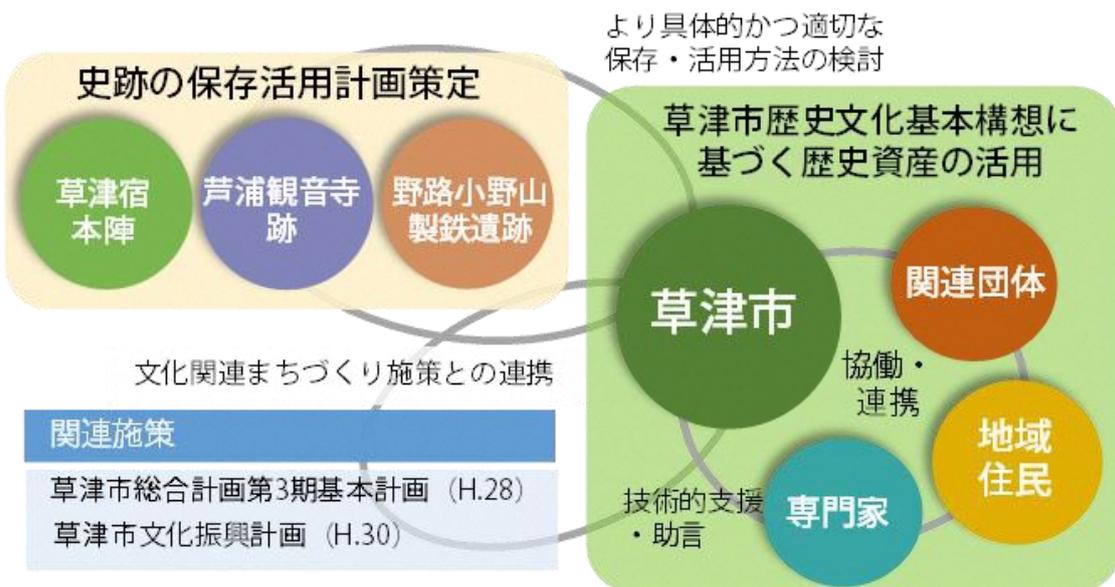


図 6-2 草津市歴史文化基本構想の実現に向けた取組